

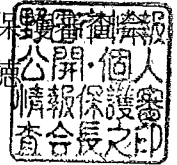


平成29年度答申第8号

平成29年9月7日

野田市長 鈴木 有 様

野田市情報公開・個人情報保護
会 長 須 賀 昭 徳



野田市情報公開条例第16条第1項の規定による諮問について（答申）
平成29年3月8日付け審査請求（市長）第7号の2『諮問書』による行政文書
部分開示決定に対する審査請求に係る諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人が平成28年11月29日付けで提起した、処分庁である野田市長が行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、本件処分のうち、第5の2「本件処分の適法性又は相当性について」に示した開示すべき部分を不開示とした部分の処分を取り消し、当該部分を開示する裁決をすべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨及び意見

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 学識経験者を委員選出区分として選出された委員は、その保有する専門性を期待され各審議会委員として会議に出席していることは明らかである。野田市には、審議会等委員の選出区分毎の要件定義はなく、審議会の学識経験委員としてふさわしい人物であることの判断要素となった情報は、当該委員の「肩書き等」欄に記載される職業、肩書き及び経歴しか考えられない。よって、学識経験者を委員選出区分として選出された委員について、「肩書き等」欄に記載される職業、肩書き及び経歴は選出の判断要素となった情報であり、職務遂行の内容に係る情報に該当する。
- (2) 野田市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第2号アの「慣行」とは、野田市の他の審議会等とはもとより政府や他の地方自治体の状況を含み、社会通念とも言うべき広いものと解釈すべきである。野田市には、審議会等委員の選出区分毎の要件定義はなく、審議会の学識経験者としてふさわしい人物であることの判断要素となった情報は、当該委員の「肩書き等」欄に記載される職業、肩書き及び経歴しか考えられない。よって、学識経験者を委員選出区分として選出された委員について、「肩書き等」欄に記載される職業、肩書き及び経歴は選出の判断要素となった情報であり、こうした情報は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報に該当する。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 公務員としての職は、非常勤特別職として野田市新清掃工場建設候補地選定審議会委員であり、当該職務遂行の内容に係る部分は、同審議会の会議への出席等である。よって、職業、肩書及び経歴は、同審議会委員としての職務遂行の内容に係る情報に該当しない。
- (2) 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会委員の職業、肩書及び経歴を公にする慣行はない。

3 審査庁の意見

審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないことから棄却さ

れるべきであると考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 公務員等の「職務の遂行に係る情報」(条例第6条第2号ウ)とは、行政庁の職員として分任する職務の遂行に係る情報を意味する。この点、審査請求人は、審議会委員選出に関する判断要素となった情報は職務遂行に係る情報に該当する、と主張する。しかし、「遂行」とは任務や仕事をやり遂げることを意味するところ、本件における「職務の遂行に係る情報」とは、審議会委員としての業務をやり遂げることに係る情報を意味すると解される。そして、審議会委員選出に関する判断要素となる情報は、審議会委員としての業務をやり遂げることに係る情報ではないと認められる。よって、審議会委員選出に関する判断要素となる情報は、「職務遂行に係る情報」に該当しない。
- (2) 審査請求人は、審議会委員選出に関する判断要素となる情報は、「慣行」として「公にすることが予定されている情報」に該当すると主張する。確かに、有識者会議委員や各種審議会委員について、選出根拠を示す情報としての経歴が公表される場合はありうるであろう。しかし、地方自治体におけるあらゆる審議会委員について、選出根拠を示す情報としての経歴の公表が慣行化していることについては、審査請求人の主張及び提出する資料からいまだ明らかでない。そうすると、審議会委員について、選出根拠を示す情報としての経歴の公表が慣行化しているとまで認めることは出来ない。よって、審議会委員の選出根拠を示す情報は、「慣行」によって「公にすることが予定されている情報」に該当しない。

第4 調査審議の経過

1 調査審議の経過

年 月 日	内 容
平成29年3月8日	諮問書の受理
平成29年3月28日	審査請求人から意見書等提出申出書及び意見陳述申出書の受理
平成29年3月30日	審議
平成29年4月14日	市長から対象行政文書の写しを受理
平成29年4月26日	審議
平成29年5月15日	審議 審査請求人の意見陳述
平成29年6月5日	審議
平成29年6月27日	審議
平成29年8月2日	審議

2 審査会に対する審査請求人の意見書及び意見陳述における主張の要旨

(1) 意見書

- ① 「公文書一部不開示決定処分取消請求控訴事件（大阪高等裁判所平成24年（行コ）第166号判決（平成25年4月26日）」において、専門的知見を活用することを期待されて委員を委嘱された立場の者の委員たるに相応しい知見を持つことを示す情報（氏名及び現職、勤務先など）は、たとえそれが個人を識別する情報に該当する場合であつたとしてもできるだけ市民に公開されることが望ましいとしている。
- ② 政府に加えて、千葉県や我孫子市などの地方自治体の審議会等において選出根拠を示す情報として経歴の公表が行われている。慣行化とはあらゆる地方自治体、あらゆる審議会等で行われていることまでは求めておらず、一定社会の人々の中で行われていることを示すものである。諮問庁の主張は、どのような者を委員として任命したかという説明責任に意図的に背を向け、慣行化していないと言い張っているに過ぎない。
- ③ 以上のとおりであるから、諮問庁の主張と判断は失当である。

(2) 意見陳述

情報公開条例の目的について主張する。情報公開条例は「この条例は市民の知る権利の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する市民の権利につき定めることにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって市行政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民による行政の監視と参加を一層促進し、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」と定めている。この度、委員名簿について開示請求したところ、学識経験者として選出された委員の選出根拠が不開示とされた。行政に対する不信が増すばかりである。市民の知る権利の理念にのっとりおらず、市民に説明する責務が全うされていない。審理員は、かかる審査請求人の主張は、一般論を述べるものにすぎず、各処分の具体的な違法性ないし不当性を指摘するものとは言えないとしている。しかし、選出根拠が学識経験者である委員の肩書き等の欄の職業、肩書き及び経歴を不開示としたことは、委員選出の妥当性を検証しようとする審査請求人に対し、情報公開条例が目的とする市行政の諸活動について説明責任の履行を放棄し、市民による行政の監視を不可能とさせるものであり、違法不当であると考える。

第5 審査会の判断の理由

1 当審査会の考え方について

(1) 慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

審理員意見書では、審議会の委員選出に関する判断要素となる情報は、慣行によって公にすることが予定されている情報に該当しないとしている。千葉県及び近隣自治体のホームページに掲載されている審議会の委員名簿の公

開状況を事務局職員に調査させたところ、各自治体ごとに、また、一の自治体においても各種審議会ごとに、委員に関する情報の掲載方法は多種多様（職業に関する情報のみの掲載、その役職等も含めての掲載等）であったが、弁護士、税理士、大学教授等の専門的な知見を有する者として広く認知されている職業に就いている者の情報は、ほとんどの審議会において掲載されていることが分かった。

このことから、学識経験者としての委員に選任されている者のうち、弁護士、税理士、大学教授等の専門的な知見を有する者として広く認知されている職業に就いている者については、職業自体は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ということができる。ただし、所属事務所、大学、学部、役職等のどの項目までが慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報であるかを明確に線引きすることは困難である。

以上のことから、学識経験者としての委員に選任されている者の委員選出に関する判断要素となる情報は、全ての項目において、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているものとまではいえないと判断する。

(2) 職務の遂行に係る情報

審理員意見書では、審議会の委員選出に関する判断要素となる情報は、職務遂行に係る情報に該当しないとしているが、当審査会は、この案を採用することはできない。審議会の委員は、非常勤特別職の公務員であり、市の附属機関である審議会において調査審議等を行っている。こうしたことから、学識経験者として選任された委員がどのような学識経験を有しているかについては、職務遂行の内容に係る情報として、条例第6条第2号ウに該当し、不開示情報には該当しないものと判断すべきである。

そこで、学識経験者として選任された委員の何が学識経験を有している情報に該当するかを具体的に検討する。

任命権者は、その者が備えている学識経験が、それぞれの審議会の所掌する事務にふさわしいかを判断した上で、委員を選出するものであって、その者が就いている職やその者が持つ資格、特技、経験等の情報が学識経験に結び付いていると考えられる。したがって、これらの情報のうち、委員選出に関する判断要素と密接に関連しているものが職務遂行の内容に係る情報に該当すると判断するのが原則である。

これに当てはめて考えると、専門的な知見を有する者として広く認知されている職業である弁護士、税理士、大学教授等であることを根拠に選任された委員及び業界団体等から選任された委員については、当該委員の職業及びその役職等（以下「職業等」という。）は、委員選出に関する判断要素と密接に関連していることから、その所属先の名称（例えば、弁護士であれば所属する事務所の名称、大学教授であれば所属する大学及び学部の名称）も含め、不開示情報には該当しないものと判断すべきである。

一方、上記に掲げる者以外の者については、その者の職業等が委員選出に

関する判断要素と直接関係しない場合は、当該委員の職業等の情報は、職務遂行の内容に係る情報とはいえ、個人の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示情報とすべきである。このような場合、開示の対象となる委員選出に関する判断要素となる情報は、どの情報がその者の学識経験と結び付いているのかを個別具体的に判断すべきである。

2 本件処分の適法性又は相当性について

野田市新清掃工場建設候補地選定審議会委員名簿の肩書き等の欄に記載されている情報のうち、学識経験者の委員としての専門性を示すものとして、鎌野邦樹委員については不開示とされた全ての部分を、富所富男委員については上段に記載されている部分及び下段の1文字目から8文字目までの部分を、瀧和夫委員については不開示とされた全ての部分を開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

審査請求人が開示を求める情報を前記の基準に基づいて個別に検討した結果、記載されている情報が委員がどのような学識経験を有しているかを判断するためのその者が就いている職やその者が持つ資格、特技、経験等の情報とは結び付いていないので開示することはできないという結論になった。

それは開示請求対象文書が事務局が委員との間で事務連絡するために作成した文書であるという性格から来る制約である。

一方、視野をもう少し広げると、委員がどのような学識経験を有しているかは、選任権者である市長が委員に何を期待しているか、また、選任された委員が何の学識経験を審議会の審議に生かせるかを明らかにする情報である。

野田市では公表用の委員名簿というものがあり、公表されている。

上記の観点からすれば、公表用の委員名簿には、委員名のほかに、上記のその者が就いている職やその者が持つ資格、特技、経験等の情報が簡潔でもいいから掲載されることが望ましいと考える。

それは、審議会の委員が非常勤特別職の公務員であるという性格に由来すると考える。

もっとも誤解のないように言えば、上記の特技、経験とは専門家ということではなく、野田市という地方自治体にあつては例えば「地域の実情に詳しい人」というようなこともありうると思われる。

また、各委員の了解を得ることも必要であると思われる。

市長におかれては、各審議会においては上記の趣旨をご考慮の上、ご検討をお願いしたい。